

5 火災廃棄物の処理

お問い合わせ 戸塚環境センター 048-295-0131

- 火災により残材等を処理する方は、搬入を希望する日の前日までに戸塚環境センター西棟1階事務所にて説明を受けた後、手続きを済ませてください。申請は、ご本人の申請となります。
※ご本人による申請が難しい場合は、上記「お問い合わせ」までご相談ください。
- 申請にあたり持参していただくもの
 - ・罹災証明書(原本)……証明書の発行方法は、この冊子の8ページをご覧ください。
- 手続方法
 - ・(火災廃棄物の処理説明を受けた後)「廃棄物処理手数料減免申請書」及び「火災残材等の廃棄物処理依頼書」に所定の事項を記入し、申請してください。
 - また、「火災残材等の廃棄物処理依頼書」にも所定の事項を記入し、申請してください。
 - 「廃棄物処理手数料減免申請書」、「火災残材等の廃棄物処理依頼書」は戸塚環境センター西棟1階事務所に用意しています。
- 火災残材を運ぶ前に、次のことを必ず守ってください。(家庭火災によるものの場合)
 - 1 火災が鎮火してから48時間(丸2日)を経過していないと搬入できません。
 - 2 残材として搬入できる主なものは、以下のとおりです。
 - ・焼け残った家具類(タンス等は壊さずそのまま搬入してください。解体した場合は全て40cm以下に切断してください。)
 - ・衣類、ふとん類
 - ・たたみ(4分の1以下に分割(切断)してください)
 - ・柱、板、木くず(必ず太さ10cm以下・長さ40cm以下に切断してください。それ以上の太さ・長さのものは搬入できません。)
 - ・家庭向け電化製品(家庭で使用されていても、事業向けに製造された製品は搬入不可)
- ☆ 通常では搬入禁止ですが、家庭火災によるものに限り、家電リサイクル法の指定品目(冷蔵庫、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン)及びパソコンを受け入れます。申請の際に台数等を申し出てください。
- ※ 工場・店舗・事業所(共同住宅等を含む)での火災残材(事業所火災)の場合は、家庭火災による場合と搬入できるものが大きく異なりますので、事前にお問い合わせください。
- ※ 戸塚環境センターに搬入ができないもの(家庭火災・事業所火災共通)
 - ・機械類及び焼却灰、かわら、ガラ、カベ土、コンクリート、残土、石、断熱材、モルタル、土砂等の埋立処分するもの等。
 - ・住宅設備や建築廃材に該当するもの。(建物に付随する設備機器・配管・水回り関係物品他)
→搬入受付で搬入できないと判断された物はお持ち帰りいただき、民間の廃棄物処理業者等にご依頼ください。

- 3 火災の残材等は種類別(燃えるごみと粗大ごみ)に分けて車に積んでください。ごみの種類により降ろす場所が違うためです(例、衣類など燃えるごみと家電製品や家具類などの粗大ごみとに分ける)。分別を徹底し、混載しないでください。
混載と認められる積載については、搬入を禁止します。
また、冷蔵庫搬入の際は、庫内の食物等を事前に捨て、中を空にして積んでください。
- 4 台貫(ごみ搬入受付)に行く前に、必ず事務所に立ち寄り、搬入物の事前検査を受けてください。
- 5 焼却ピットでの残材の投入は機械等ではなく搬入者ご自身で行ってください。
また、アームロール車、ダンプカーによる焼却ピットでのダンプ行為は禁止です。
これは、火災残材の積載物の中に搬入禁止物があった場合、焼却炉の故障に繋がりがかねない為です。
- 6 トラック等の積載にあたっては、積載物の落下防止、焼却ピットでのごみ投入時の危険防止のため、必要以上に高くなるような積載はしないでください。
また、受付時に搬入物の確認をするうえでも余裕をもった積載にご協力ください。
- 7 台貫受付の時間は次のとおりです。
平日:午前9時から午前11時30分まで
午後1時から午後4時まで
土、日、祝日は受付できません。
- 8 処理手数料の減額は次のとおりです。
ア 工場、事業所、店舗等の火災残材(住宅部分を除く)……………5割減額
イ 一般家庭等の火災残材(住宅部分)……………免除
- 9 搬入が全て完了した時は、事務所と台貫受付に、その旨を必ず申し出てください。

戸塚環境センター
住所:川口市大字藤兵衛新田290番地
電話:048-295-0131